

〈中京大学 第10回研究交流会 報告〉

GPS 捜査等に関する判例の動向

中京大学法科大学院 教授・弁護士

福 本 博 之

第1 はじめに

平成29年7月31日（月）午後4時30分より、中京大学法科大学院（中京大学アネックス）、6階アネックスホールにおいて、標記研究交流会（第10回）が開催された。

この研究交流会は、毎年2回開催され、中京大学にある7研究所（企業研究所、経済研究所、社会科学研究所、人工知能高等研究所、体育研究所、文化科学研究所、法曹養成研究所）が、その都度、研究発表を行い、研究所相互間や教員相互間の交流を深めるとともに、ともに知見を高めようとするものであり、今回で第10回を数えることとなった。

当日の発表担当研究所・発表者及びテーマは、以下のとおりであった。

- ① 文化科学研究所 松元洋介氏（国際英語学部講師）
テーマ：助動詞のより深い理解を目指した指導法について
- ② 企業研究所 伊藤清道氏（国際英語学部客員教授）
テーマ：大学における実践的教育とは何か？
- ③ 法曹養成研究所（小職）福本博之（法科大学院教授、法曹養成研究所所長、弁護士）
テーマ：GPS 捜査等における判例の動向

以下には、当日の小職の発表の概要について、末尾にパワーポイント資料を掲載しつつ、報告するものである。

第2 研究発表の概要（「GPS 捜査等における判例の動向」）

- 1 当日の小職の発表の項目（目次）は、以下のとおりである。
 - GPS 捜査による位置情報の取得とは？
 - 〈追尾監視型〉捜査
 - GPS 捜査に関するこれまでの判例
 - 最高裁（大法廷）H29.3.15判決（原審：大阪高裁）
 - 新たな捜査手法、治安維持立法
 - 終わりに

2 GPS (Global Positioning System、全地球測位システム) は、複数の衛星からの電波を受信し、その時間差を利用することによって対象の位置を特定できる装置のことをいい、現在では、カーナビゲーションやスマートフォン、バスの運行状況管理システム等に幅広く利用されている。

そして、本稿で扱う「GPS 捜査」によれば、捜査対象者の承諾を得ることなく、捜査機関が対象車両の車体底などにGPS 端末を取り付けたうえで、捜査官が任意のときにPC や携帯電話からインターネット経由でサーバに接続すると、日時、軌跡や位置情報が画面の地図上に表示され、これにより捜査対象車両の位置情報の入手が容易に可能となるのである。

3 この「GPS 捜査」は、いわゆる〈追尾監視型捜査〉手法のひとつであるが、他にも、携帯電話位置情報の入手、コントロールド・デリバリー、尾行撮影、N システム、といった捜査手法が挙げられる。それら捜査手法の特色や特徴点、法的性質 (捜査令状の要否) などについては、添付のスライド (No.7~14) をご覧頂きたい。

なお、「N システム」について、若干の補足をしておく。「N システム」とは「自動車ナンバー自動読取装置」の略称であり、日本の道路に警察が設置する、走行中の自動車のナンバープレートを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムのことをいう。本来は、自動車利用犯罪が発生した場合に、交通検問による渋滞等を引き起こすことなく、現場から逃走した容疑車両を速やかに捕捉し、犯人を検挙すること及び重要事件等に使用されるおそれの強い盗難車両を捕捉し、犯人の検挙及び被害車両の回復を図ることなどを目的として整備されているものである。

しかしながら、当該システムを元々の導入目的以外の目的、つまり一般犯罪の被疑者等の捜査対象者の移動経路の割り出しや犯人特定等の目的にも事実上利用されている形跡があるのも事実である。捜査対象車両がいつ、何時にどこに設置されたN システムを通過したかという情報を蓄積・分析することにより、捜査対象車両の移動経路のほとんどを後日、正確に再現することが可能となる。しかも、N システムでは車ナンバーのみならず、同時に運転者や同乗者の容姿も撮影され、データとして保存されるため、プライバシーの観点からの問題点も指摘されている。

N システムの適法性が争われた事件判決 (東京高判平21.1.29) では、これを任意捜査と位置づけ、適法と判断している。

4 さて、この「GPS 捜査」の実施に当たっては、2006 (平成18) 年6月30日付けで、警察庁が全都道府県警察等にあてて、「移動追跡装置運用要領の制定について」と題する通達を発している。

この「移動追跡装置運用要領」の内容に関しては、これまで非公開とされていたが、「GPS 捜査」を巡る一連の判決や情報公開請求等により、その一部が明らかとなっている。

「GPS 捜査」の適法性について、これまでにいくつかの地裁・高裁レベルでの決定や判決が出されているが、これらを検討する前提として〈最判三決昭51.3.16〉が極めて重要となるので、ここに引用しておく。

「捜査において強制手段を用いることは、法律の根拠規定がある場合に限り許容されるものである。しかしながら、ここにいう強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであつて、右の程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合があるといわなければならない。ただ、強制手段にあたらぬ有形力の行使であっても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるのであるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、必要性、緊急性などをも考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。」

5 「GPS 捜査」の適法性をめぐっては、これまで地裁、高裁レベルで司法判断は分かれていた。これらを分類すると、次のようになる（スライド No.23）。

(1) 任意処分説（適法説） ※大阪地裁決定、大阪高裁決定、広島地裁判決、広島高裁判決

(2) 強制処分説（違法説）

① 検証令状必要説 ※名古屋地裁判決、水戸地裁決定

② 新たな立法必要説 ※名古屋高裁判決

6 そして、それまで地裁・高裁レベルで分かれていた司法判断に、最終的なピリオドを打ったのが、〈最大判平29.3.15〉であり、この判決は最高裁・大法廷の15人の裁判官の全員一致によるものであった。

結論的にいえば、① GPS 捜査は、公権力による私的領域への侵入を伴うものである、②このような私的領域への侵入を伴う捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制的処分に当たり、令状がなければ行うことができない、③検証許可状では、被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制することができず、裁判官による令状請求の審査を要することとされている趣旨を満たすことができないおそれがあり、しかも、事前の令状呈示を行うことは想定できない、④捜査の実効性にも配慮しつつどのような手段を選択するかは、刑訴法197条1項ただし書の趣旨に照らし、第一次的には立法府に委ねられている、⑤GPS 捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査手法であるとすれば、その特質に着目して憲法、刑訴法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい、というものである。

以下にその判断の主要部分を引用しておく。

「(1) GPS 捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものであるが、その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする。このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るものであり、また、そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴

うものというべきである。

(2) 憲法35条は、「住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利」を規定しているところ、この規定の保障対象には、『住居、書類及び所持品』に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当である。そうすると、前記のとおり、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であるGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分当たる（最高裁昭和50年（あ）第146号同51年3月16日第三小法廷決定・刑集30巻2号187頁参照）とともに、一般的には、現行犯人逮捕等の令状を要しないものとされている処分と同視すべき事情があると認めるのも困難であるから、令状がなければ行うことのできない処分と解すべきである。

(3) 原判決は、GPS捜査について、令状発付の可能性に触れつつ、強制処分法定主義に反し令状の有無を問わず適法に実施し得ないものと解することも到底できないと説示しているところ、捜査及び令状発付の実務への影響に鑑み、この点についても検討する。

GPS捜査は、情報機器の画面表示を読み取って対象車両の所在と移動状況を把握する点では刑訴法上の「検証」と同様の性質を有するものの、対象車両にGPS端末を取り付けることにより対象車両及びその使用者の所在の検索を行う点において、「検証」では捉えきれない性質を有することも否定し難い。仮に、検証許可状の発付を受け、あるいはそれと併せて搜索許可状の発付を受けて行うとしても、GPS捜査は、GPS端末を取り付けた対象車両の所在の検索を通じて対象車両の使用者の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うものであって、GPS端末を取り付けるべき車両及び罪名を特定しただけでは被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制することができず、裁判官による令状請求の審査を要することとされている趣旨を満たすことができないおそれがある。さらに、GPS捜査は、被疑者らに知られず秘かに行うのでなければ意味がなく、事前の令状呈示を行うことは想定できない。刑訴法上の各種強制の処分については、手続の公正の担保の趣旨から原則として事前の令状呈示が求められており（同法222条1項、110条）、他の手段で同趣旨が図られ得るのであれば事前の令状呈示が絶対的な要請であるとは解されないとしても、これに代わる公正の担保の手段が仕組みとして確保されていないのでは、適正手続の保障という観点から問題が残る。

これらの問題を解消するための手段として、一般的には、実施可能期間の限定、第三者の立会い、事後の通知等様々なものが考えられるところ、捜査の実効性にも配慮しつつどのような手段を選択するかは、刑訴法197条1項ただし書の趣旨に照らし、第一次的には立法府に委ねられていると解される。仮に法解釈により刑訴法上の強制の処分として許容するのであれば、以上のような問題を解消するため、裁判官が発する令状に様々な条件を付す必要が生じるが、事案ごとに、令状請求の審査を担当する裁判官の判断により、多様な選択肢の中からの確かな条件の選択が行われたい限り是認できないような強制の処分を認めることは、『強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない』と規定する同項ただし書

の趣旨に沿うものとはいえない。

以上のとおり、GPS 捜査について、刑訴法197条1項ただし書の『この法律に特別の定めのある場合』に当たるとして同法が規定する令状を発付することには疑義がある。GPS 捜査が今後とも広く用いられ得る有力な捜査手法であるとすれば、その特質に着目して憲法、刑訴法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい。」

7 なお、平成28年5月24日、「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立し、同年6月3日、法律第54号として公布された。そして、施行日は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされている。

主な改正項目についていえば、①通信傍受の合理化・効率化（対象犯罪の拡大）は6月以内、②捜査・公判協力型協議、合意制度、刑事免責制度は2年以内、③通信傍受の合理化・効率化（暗号技術を利用した特定装置の導入）は3年以内、④取調べの全課程の録音録画制度（取調べの可視化）は3年以内、とされている。

8 また、平成29年6月15日、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）の一部改正が成立し、（共謀罪改め）テロ等準備罪が新設され、同年7月11日から施行された。

9 終わりに

現在、政府やマス・メディアによる「社会防衛論」の風潮や世論形成の流れが生まれており、これによって、従来の古典的な刑法原理や刑罰論のあり方は、今まさにコペルニクス的転換を求められているとあってよい。刑法原理は、犯罪者から社会を守るための一般予防的な機能が重視され、刑罰は犯罪者を社会から隔離しておくためのシステムとされる。そして、社会防衛のためには、市民への監視体制が強化されて「監視社会」となり、個人の情報やプライバシーも秘密裏に国家機関側が収集し、一元的に蓄積し集中管理するようになる。そして、社会防衛（治安維持）の目的実現に向けた新たな捜査手法や新法が誕生し、導入されていく。我々市民は、知らずのうちに、常時監視されその個人情報やプライバシーが国家機関に一元的に吸い取られていく。

このような社会は、もはやSF映画の中だけの未来の出来事ではなくなってきているのである。

以上

中京大学 第10回 研究交流会

GPS捜査等に関する 判例の動向

中京大学 法曹養成研究所所長
法科大学院教授・弁護士
福本博之

目次

- GPS捜査による位置情報の取得とは？
- 〈追尾監視型〉捜査
- GPS捜査に関するこれまでの判例
- 最高裁（大法廷）H29.3.15判決
(原審：大阪高裁)
- 新たな捜査手法，治安維持立法
- 終わりに

GPS (Global Positioning System 全地球測位システム) とは...

- 複数の衛星からの電波を受信し、その時間差を計算することによって対象の位置を特定できる装置。
- カーナビやスマホ、バスの運行状況管理システム等に広く利用されている。

GPS位置測定の仕組み



あるGPS機器メーカーのサイトより抜粋転載

捜査対象者の承諾を得ることなく、対象車両の車体底などにGPS端末を取り付けたうえで、捜査官が任意のときにP.Cや携帯電話からインターネット経由でサーバに接続すると、日時、軌跡や位置情報が画面の地図上に表示される。

追尾監視型捜査手法

- ・携帯電話の位置情報取得
- ・コントロールド・デリバリー
- ・尾行撮影
- ・Nシステム
- ・GPS利用捜査

など

コントロールド・デリバリー

麻薬特例法§3, §4

第3条において、上陸の手続の特例を設けるとともに、第4条において、税関手続の特例を設けて、貨物に規制薬物が隠匿されていることが判明した場合に税関官吏の没収義務を解除して輸出入を許可し、その後の追跡捜査（泳がせ捜査と呼ばれる）を可能とする。

配送中の荷物のX線撮影と差押

最（三小）決平成21. 9. 28

- 荷送人の依頼に基づき宅配便業者の運送過程下にある荷物について、捜査機関が、捜査目的を達成するため、荷送人や荷受人の承諾を得ることなくこれに外部からX線照射して内容物の射影を観察したもの
- その射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができる
- 内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能
- 荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するもの
- 検証としての性質を有する強制処分当たる
- 検証許可状によることなくこれを行った本件X線検査は、違法
(注：但し、寛せい剤の証拠能力は肯定)

公道上の録画

最決平成20. 4. 15

- 被告人が犯人である疑いを持つ合理的な理由
- 防犯ビデオに写っていた人物の容ぼう、体型等と被告人の容ぼう、体型等との同一性の有無という犯人の特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手する（目的）
- これに必要な限度
- 通常、人が他人から容ぼう等を観察されること自体は受忍せざるを得ない場所
- 捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、相当な方法

Nシステム（自動車ナンバー自動読取装置）



Nシステム（自動車ナンバー自動読取装置）

東京高判21. 1. 29

- 憲法13条は、（略）国民が公権力によってみだりに自己の私生活に関する情報を収集・管理されない自由を保障するものと解される→ Nシステム等がこの自由を侵害するのであれば、同条に違反する
- 目的...自動車使用犯罪の犯人の検挙等犯罪捜査の必要及び犯罪被害の早期回復に限定→ 正当
- 収集、管理される情報...何人も公道を走行する際には外部から容易に認識することができるようにしなければならないことが法律によって義務づけられている車両データに限定→ 公権力に対して秘匿されるべき情報ではない

(続く)

- 収集、管理の方法...走行中に自動的にカメラで撮影し、データをコンピュータで処理することによって行われるため、有形力の行使に当たらないはもとより、走行等に何らかの影響を及ぼすなど国民に特別の負担を負わせるものではない
- 取得されたデータ...上記目的達成に必要な短期間保存されることはあるが、その後消去され、目的外に使用されることはない→公権力がみだりに国民の情報を収集、管理するということできない

(続く)

- 警察法2条1項…強制力を伴わない限り犯罪捜査に必要な諸活動を行うことが許されている→上記のような態様で公道上において何人でも確認し得る車両データを収集し、これを利用することは、適法に行い得る

2006(平成18).6.30
警察庁 → 各都道府県警察へ

- 移動追跡装置運用要領の制定について (通達)
- 移動追跡装置運用要領

※ 添付資料①参照

警察庁「移動追跡装置運用要領」

- GPS捜査 〈任意捜査〉
- 運用要領 〈非公開〉
- しかし、一連の判決や情報公開により、運用要領の一部が明らかとなった。

運用要領の目的

移動追跡装置を用いた任意捜査に関し、
その使用要件、手続その他必要な事項を定めることにより、
その適正を確保する

使用要件

- ア 一定の犯罪 (7 類型…不明)
犯罪の嫌疑、危険性の高さ
速やかなる被疑者の検挙
他の捜査によっては、対象の追跡が困難 (必要性)
- イ 犯罪を構成するような行為を伴わず、捜査対象物 (4 類型…不明) に取り付け

使用手続

- ア 警察本部捜査主管課長による事前承認
- イ 運用状況の報告
 - (ア) 捜査主任官→所属長への毎日の報告
 - (イ) 所属長→主管課長への1週間に1回以上の報告
- ウ 必要な見直し、直ちにその使用を終了する措置

保秘の徹底

具体的な実施状況等について、
 文書管理等を含め
 保秘を徹底、一定の事項（3類型…不明）に特に留意

(ある報道によれば...)

- ・容疑者の取り調べではGPSを用いたことを明らかにしない。
- ・捜査書類にはGPSの存在を推知させるような記載をしない。
- ・事件広報の際はGPSを使用した捜査を実施したことを公にしない。

強制処分と任意処分の区別

【最高裁（第三小法廷）決定昭51.3.16】

「捜査において強制手段を用いることは、法律の根拠規定がある場合に限り許容されるものである。しかしながら、ここにいう強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであつて、右の程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合があるといわなければならない。ただ、強制手段にあたらぬ有形力の行使であつても、何らかの法益を侵害し又は侵害するおそれがあるから、状況のいかんを問わず常に許容されるものと解するのは相当でなく、必要性、緊急性などを考慮したうえ、具体的状況のもとで相当と認められる限度において許容されるものと解すべきである。」

GPS捜査についての判例の動向

	大阪地裁決定 H27.1.27	大阪地裁決定 H27.6.5	名古屋地裁判決 H27.12.24	水戸地裁決定 H28.1.22	広島地裁（福山支部）判決 H28.2.16
第一審	任意処分 違法	強制処分 違法	強制処分 検取令状、必要 違法	強制処分 検取令状、必要 違法	任意処分 違法
控訴審		大阪高裁決定 H28.3.2	名古屋高裁判決 H28.6.29		広島高裁判決 H28.7.21
上告審		任意処分 違法	強制処分 新たな立法、必要 違法		任意処分 違法
		最高裁			

日弁連「GPS移動追跡装置を用いた位置情報探索捜査に関する意見書」 2017年(平成29年)1月19日

- 1 警察庁は、現在、任意捜査として「移動追跡装置運用要領」に基づき実施している、GPS移動追跡装置を用いた位置情報探索(以下「GPS捜査」という。)を直ちに中止すべきである。
- 2 GPS捜査について、捜査対象者のプライバシー権を不当に侵害することのないよう、少なくとも別紙1記載の要件及び手続を法律によって定め、裁判官の厳格な審査により発付された令状の下で行われるようにすべきである。

最高裁（大法廷）H29.3.15 判決（全員一致）
（原審：大阪高裁）



（GPS捜査とは）

- 1 その性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする
- 2 このような捜査手法は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得るもの
- 3 そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、公道上の所在を肉眼で把握したりカメラで撮影したりするような手法とは異なり、公権力による私的領域への侵入を伴うもの

（続き）

（憲法第35条）

- 1 この規定の保障対象には、「住居、書類及び所持品」に限らずこれらに準ずる私的領域に「侵入」されることのない権利が含まれるものと解するのが相当。
- 2 前記のごときGPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑事法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制的処分に当たる（最判三小決昭51.3.16）とともに、令状がなければ行うことのできない処分と解すべき。

（続き）

（令状の性質）

- 1 情報機器の画面表示を読み取って対象車両の所在と移動状況を把握する点では刑事法上の「検証」と同様の性質を有する
- 2 対象車両にGPS端末を取り付けることにより対象車両及びその使用者の所在の検索を行う点において、「検証」では捉えきれない性質を有することも否定し難い。
- 3 仮に、検証許可状の発付を受け、あるいはそれと併せて捜索許可状の発付を受けて行うとしても、GPS端末を取り付けるべき車両及び罪名を特定しただけでは被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制することができず、裁判官による令状請求の審査を要することとされている趣旨を満たすことができないおそれがある

（続き）

- 4 GPS捜査は、被疑者らに知られず秘かに行うのでなければ意味がなく、事前の令状呈示を行うことは想定できない。
- 5 これに代わる公正の担保の手段が仕組みとして確保されていないのでは、適正手続の保障という観点から問題が残る。
- 6 捜査の実効性にも配慮しつつどのような手段を選択するかは、刑事法197条1項ただし書の趣旨に照らし、第一次的には立法府に委ねられている

（続き）

- 7 GPS捜査について、刑事法197条1項ただし書の「この法律に特別の定のある場合」に当たるとして同法が規定する令状を発付することには疑義がある。GPS捜査が今後も広く用いられ得る有力な捜査手法であるとするれば、その特質に着目して憲法、刑事法の諸原則に適合する立法的な措置が講じられることが望ましい。

(続き)

(裁判官岡部喜代子, 同大谷剛彦, 同池上政幸の補足意見)

- 1 今後立法が具体的に検討されることになったとしても、法制化されるまでには一定の時間を要することもあると推察されるところ、それまでの間、裁判官の審査を受けてGPS捜査を実施することが全く否定されるべきものではない。
- 2 刑訴法1条の精神を踏まえたうえで高度の司法判断として是認できるような場合に限定。ごく限られた極めて重大な犯罪の捜査のため、対象車両の使用者の行動の継続的、網羅的な把握が不可欠であるとの意味で、高度の必要性が要求される。令状の請求及び発付は、法廷意見に判示された各点について十分配慮した上で行われなければならない。

新たな捜査手法の導入

- H28.5.24 刑事訴訟法等の一部を改正する法律, 成立
 H28.6.3 公布 (法律第54号)
 施行日 一部の規定を除き, 公布の日から起算して
 3年を超えない範囲内において政令で
 定める日
 概要 ※ 添付資料②参照

新たな刑事立法

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (組織犯罪処罰法), 一部改正

- (共謀罪改め)
 「テロ等準備罪」の新設
 H29. 7. 11 施行

終わりに

- ◆ (政治・メディア等による) 社会防衛論の風潮・世論形成
- ◆ 古典的な刑法原理・刑罰論のコペルニクスの転換
- ◆ 監視社会
- ◆ 個人情報・プライバシー情報の一元的・集中的管理
- ◆ 新たな捜査手法, 治安維持立法の導入
- ◆ 憲法的人権保障の危機